

子供と一緒に家庭でのルールづくりを!

子供にスマートフォン・携帯電話を貸与する際には、しっかりと話し合うことが大切です。

家庭でのルールづくりをしましょう。



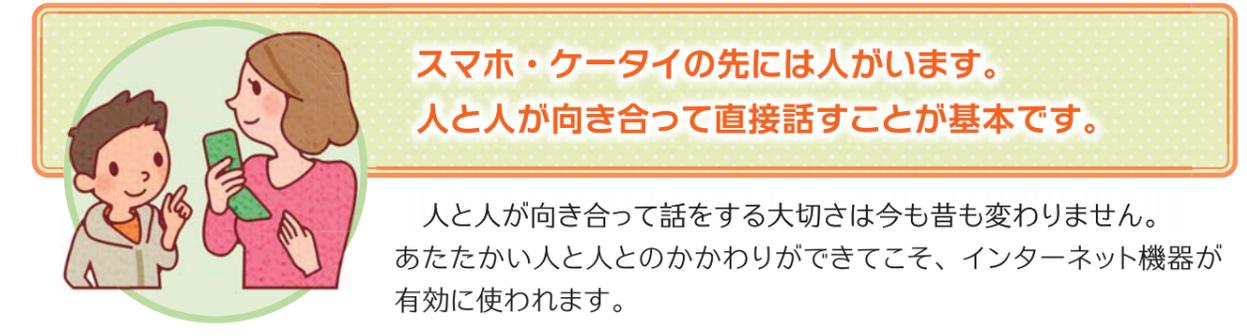
- 〇〇家のスマホ・ケータイ3か条
- 1 家族のいるところで使う。
 - 2 食事の時間は使わない。
 - 3 夜9時以降のメールはやめる。

★ルールづくりは子供を守るためのものです。
★ルールが、安心してスマホ・ケータイ等を使うために機能しているかを、定期的に話し合うことも重要です。

わが家のスマホ・ケータイ3か条

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____

子供の「心」を育むことが最も大切です



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます

横浜市教育委員会 文部科学省

Yokohama City Board of Education

保存版
保護者向けリーフレット

子供の「心」を育んでこそ 安心・安全な スマホ・ケータイ!



「人と人との直接のかかわり」は、「スマホ・ケータイ等でのかかわり」に優先します。だからこそ、スマートフォン・携帯電話等の購入者であり、責任を負う保護者が、人との直接のコミュニケーションの大切さを、普段から子供に伝えていく必要があります。子供を守るために保護者と学校が同じ視点をもって「適切なコミュニケーション」がとれるよう取り組んでいきましょう。

子供を守る主体は「保護者」

スマートフォンや携帯電話は「保護者」が買って、子供に貸与するものです。
※ゲーム機器等からでもインターネットにアクセスでき、トラブルが起こっています。

フィルタリングや他のアプリの起動制限・インストール制限をするのは「保護者」です。
※コミュニティーサイトで犯罪被害に遭った子供の9割以上がフィルタリングに加入していませんでした。 <平成24年警察庁調査>

学んでほしいこと

インターネットの特性は、瞬時に、広範囲に、消えることなく、一方的に情報が流れ、それに対して返信や転送ができる相互性があることです。インターネットを利用する際には、「責任」が伴います。このことをしっかり子供に伝えていかなければなりません。

インターネット上で、被害に遭った子供たちを守ることはもちろんのこと、誹謗中傷などの行為を行う子供にしないことが大切です。「相手のことを思いやる心」は、保護者と子供との日常的なふれあいから生まれます。家庭と学校が協力して、思いやりの「心」を育みましょう。

子供に伝えてください

- ① 一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。
- ② 誹謗中傷(相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込む行為)は決して許されない行為です。

※脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。



子供を守るために保護者としてどうしますか？

Q1

スマートフォンや携帯電話の購入時にやっておくべきことは何ですか。

Answer

子供と話し合うことです。次の3つを中心に具体的に話し合うことが必要です。

- ①購入する目的
- ②フィルタリングアプリの導入やインストール制限等の設定の必要性
- ③家庭でのルールづくり※1



Q2

フィルタリング※2は、どのように設定するのですか。

Answer

- ①スマートフォンの場合は、フィルタリングアプリを導入し、更に他のアプリの起動制限、インストール制限をすることが望ましく、各設定※3が必要です。
- ②携帯電話の場合は、購入時に販売店等で申し込んでください。

Q3

「フィルタリングを外して」「見たいサイトが見られない」と言われた場合は、フィルタリングを外していいですか。

Answer

フィルタリングを外すことは子供をインターネット上での危険にさらすこととなります。

また、「見たいサイトが見られない」といった場合には、「なぜそのサイトがフィルタリングの対象なのか」「そのサイトを見る必要があるのか」などを十分確認してください。必要な場合には、そのサイトだけをフィルタリングの対象から外すことができます。

各設定方法が不明な場合は、販売店等に相談することも有効です。

Q4

「SNS」※4が問題になっていると聞きますが、どういうことですか。

Answer

悪口や画像などをインターネット上に流されて、トラブルになったり、誰にも言えずに苦しんだりしている子供たちがいます。また、発信者が特定され、いわれのない非難が集中して、生活に支障が出るほど追い込まれる子供たちもいます。一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。

Q5

一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻らないとは、どういうことですか。

Answer

送信内容を見た人の感情はもとは戻りません。また、受信側が自分だけで削除しても、相手限定して送信しても、転送等で不特定多数に流れます。



Q6

無料通話アプリでの、誹謗中傷の書き込みなどがあつた場合は、どうすればいいですか。

Answer

無料通話アプリ等での書き込みは、当事者間で削除をすることが基本です。それは、グループ内の特定の人だけでのやりとりとなるため、他の人には分からないという特性があるからです。

場合によっては、保護者の責任のもと、関係者に連絡したり、書き込まれた内容を削除させたりする必要もあります。

子供が情報発信に対する責任の重みを理解して、行動できることが必要です。

Q7

コミュニティーサイト※5などで、悪口やいやなことを書かれたり、許可無く画像などを載せられたりした場合はどうすればいいですか。

Answer

- 本人・保護者が削除依頼※6をします。削除依頼の順番は次の通りです。
- ①掲示板管理者、ブログの作成者等（サイト管理者、サービス提供者含む）
 - ②プロバイダ※7



Q8

「この地域で今から24時間以内に大地震が発生します。安全のために、この内容を10人へ送ってください。」と送られてきました。どうしたらいいですか。

Answer

事実でない情報を広めてしまう恐れがあります。信用のできる内容なのかを確かめ、他人へ発信していいものかを判断して行動することが必要です。いわゆるチェーンメール※8は送る必要はありません。

Q9

無料通話アプリやコミュニティーサイトなどでの書き込み等、インターネット上で情報発信するときに必要なことは何ですか。

Answer

子供が発信する情報の責任は保護者にあることをふまえ、普段から情報の扱いについて具体的に話し合うことが大切です。

- 子供が情報発信する際には、その情報について
- ①自分で責任が持てるか。
 - ②相手に迷惑をかけることはないか。
- を自覚して、行動することが必要です。相手を誹謗中傷する内容は決して発信してはいけません。

- ※1 スマホ18の約束 <http://www.frey.jp/sol/edu/>
- ※2 フィルタリングとは、有害なサイトへのアクセスを制限するサービスです。携帯電話へのフィルタリングは神奈川県条例で、18歳以下は義務化されています。
- ※3 一般財団法人インターネット協会 <http://www.iajapan.org/>
- ※4 SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略で、コミュニティ型、会員制のウェブサイトのことです。
- ※5 興味や関心を共有する人々が集まる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたウェブサイトのことです。
- ※6 違法有害情報センター http://www.ihaho.jp/guideline/p_sakujo-form.pdf
- ※7 インターネット接続業者のことです。
- ※8 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>



横浜「ケータイ・ネット」五か条

- 一、横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
- 二、横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
- 三、横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
- 四、横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。
- 五、横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。



横浜「ケータイ・ネット」五か条は平成20年10月に『「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡協議会』から発表された提言です。

学校への携帯電話等の持ち込みは原則禁止となっています。

参考サイト

- 「警察庁セキュリティポータルサイト@Police」(警察庁) <http://www.npa.go.jp/cyberpolice/>
- 「青少年を守るための携帯電話についての新しいルールです」(神奈川県青少年課) <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/160794.pdf>
- 違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp>
- 神奈川県警察 <http://www.police.pref.kanagawa.jp/>
- 「ちょっと待って/ケータイ&スマホ」リーフレット(文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm

